



地方創生テレワーク推進運動Action宣言

当社は、地方創生テレワーク推進運動の趣旨に賛同し、以下のように取組むことを宣言します。

取組方針

地方創生テレワークの必要性・メリットを企業のトップや経営層が理解のうえ、取組を推進します。

地方創生テレワークに取組むための体制や取組方針等を整備し、

企業のトップや経営層のコミットメントの下、社内での価値観の共有に取組みます。

取組に向けた諸制度整備

地方創生テレワークの推進に当たり、関連するガイドラインやチェックリスト、マニュアル等を参照し、諸制度の整備に努めます。

法令遵守

地方創生テレワークの推進に当たり、コンプライアンスの遵守に努めます。

取組項目

【1】採用の優位性の確保・社員の離職防止 【4】機能分散 【5】ワーケーション推進

取組内容

当事務所は、東京(青山・池袋)、大阪の3拠点で法律事務所を開設しております。現在、裁判所においても、民事訴訟法の改正等により、WEBを使った手続きに移行しつつあります。

そのような流れを受け、従業員のライフワークバランスの向上及び業務効率の向上を図るべく、WEB相談の導入、データのクラウド管理、クラウドPBXの導入、取り扱い案件のペーパーレス化・WebFAXの活用等により効率のよいリモートワーク体制を構築しております。

弁護士法人勝浦総合法律事務所

代表社員 勝浦 敦嗣

日付 2023年4月17日